

【事業者の皆様へ】 宅地造成等規制法改正に伴う事務手続きに関するお願い

- 令和5年5月26日から「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されます。
- 広島県では盛土規制法の施行にあわせて、速やかに運用開始する予定です。（政令市、中核市である広島市・呉市・福山市を除く）
- 盛土規制法の運用開始により、土地所有者等に盛土に対する保全義務が生じます。
- 関係法令を含め事務手続き等が変わりますので、ゆとりを持ったご対応をお願いします。
- また、宅地造成や開発等に関する申請手続きについては、盛土規制法施行日（令和5年5月26日）以降は盛土規制法に則したご対応をお願いします。

主な関係法令	主な留意事項
宅地造成等規制法 (新たに盛土規制法として施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土規制法の運用開始後は、規制対象や規制区域が拡大されるため、<u>現行の宅地造成等規制法の許可対象外の工事であっても、盛土規制法の許可が必要となる場合があります</u>。 ・ 技術基準が強化されるとともに、<u>中間検査・定期報告等の手続きが必要</u>となります。
都市計画法 (開発許可制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法が改正され、<u>盛土規制法の技術基準に適合させることが求められます</u>。 ・ 盛土規制法の許可対象の工事であれば、<u>同法の規定により中間検査・定期報告等の手続きが必要</u>となる場合があります。
森林法 (林地開発許可制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土規制法の運用開始後は、規制対象や規制区域が拡大されるため、<u>現行の宅地造成等規制法の許可対象外の工事であっても、盛土規制法の許可が必要となる場合があります</u>。
農地法 (農地転用許可制度)	

お問い合わせ先



広島県 土木建築局 都市環境整備課 盛土対策グループ

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL : 082-513-4143